

令和 4 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金の  
処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 4 年度鹿沼市水道事業会計未処分利益剰余金 325,852,451 円のうち、60,000,000 円を減債積立金に、60,000,000 円を利益積立金に、67,804,598 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、138,047,853 円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 7 月 11 日提出

鹿沼市長 佐藤 信